

環境経営レポート

(対象期間: 令和6年10月1日～令和7年9月30日)

第9号



有限会社 益山

作成日: 令和7年11月 21日

目 次

| | | |
|---|-------|------|
| I. 組織の概要 | | P 1 |
| II. 実施体制 | | P 2 |
| III. 環境経営方針 | | P 3 |
| IV. 環境経営目標 | | P 4 |
| V. 環境経営計画 | | P 5 |
| VI. 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標 | | P 6 |
| VII. 環境経営計画に基づき実施した取組内容 ・取組結果とその評価、次年度の取組み内容 | | P 7 |
| VIII. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟などの有無 | | P 8 |
| IX. 代表者による全体の評価と見直し・指示 | | P 9 |
| X. 新たな活動取組 | | P 10 |

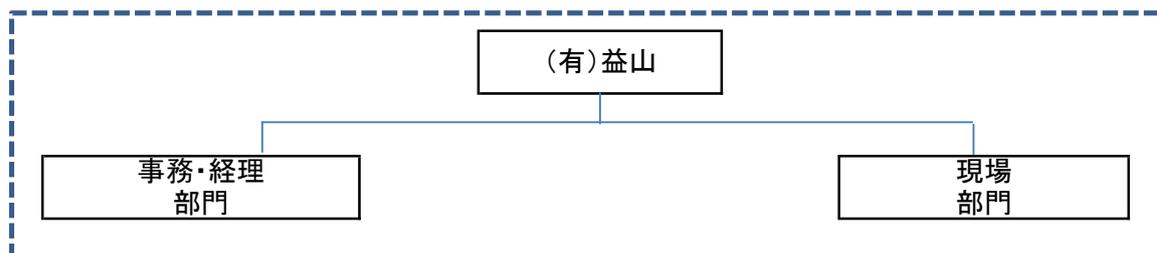
I 組織の概要

1. 事業者名 有限会社 益山
2. 代表者氏名 間宮 洋樹
3. 所在地 本社事務所：静岡県浜松市天竜区山東3288番地の7
資材置き場：静岡県浜松市天竜区只来1114番地
4. 事業活動 建設業(土木一式、とび・土工、舗装、解体工事業)
建設資材販売
5. 従業員数 6名
6. 環境管理責任者 間宮 洋樹
連絡担当者 間宮 博子
7. 連絡先 TEL 053-925-8088
FAX 053-925-8221
(E-mail: masuyama@fancy.ocn.ne.jp)
8. 建設業許可
建設業
静岡県知事許可(般一7) 009292号

9. 事業の規模
- ① 設立 1973年12月15日
- ② 資本金 1,000 万円
- ③ 事業規模

| 活動規模 | 単位 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|
| 売上高 | 百万円 | 172 | 188 | 143 |
| 従業員 | 人 | 8 | 7 | 6 |
| 事務所床面積 | m ² | 36 | 36 | 36 |
| 倉庫床面積 | m ² | 300 | 300 | 300 |
| 資機材置場 | m ² | 1,025 | 1,025 | 1,025 |

10. 事業年度
10月1日～翌年9月30日
11. レポートの対象期間及び発行日
環境経営レポート対象期間(令和6年10月1日～令和7年9月30日)
環境経営レポート発行日(令和7年11月21日)
- 12 認証・登録の対象範囲
活動：全活動
対象組織：全組織

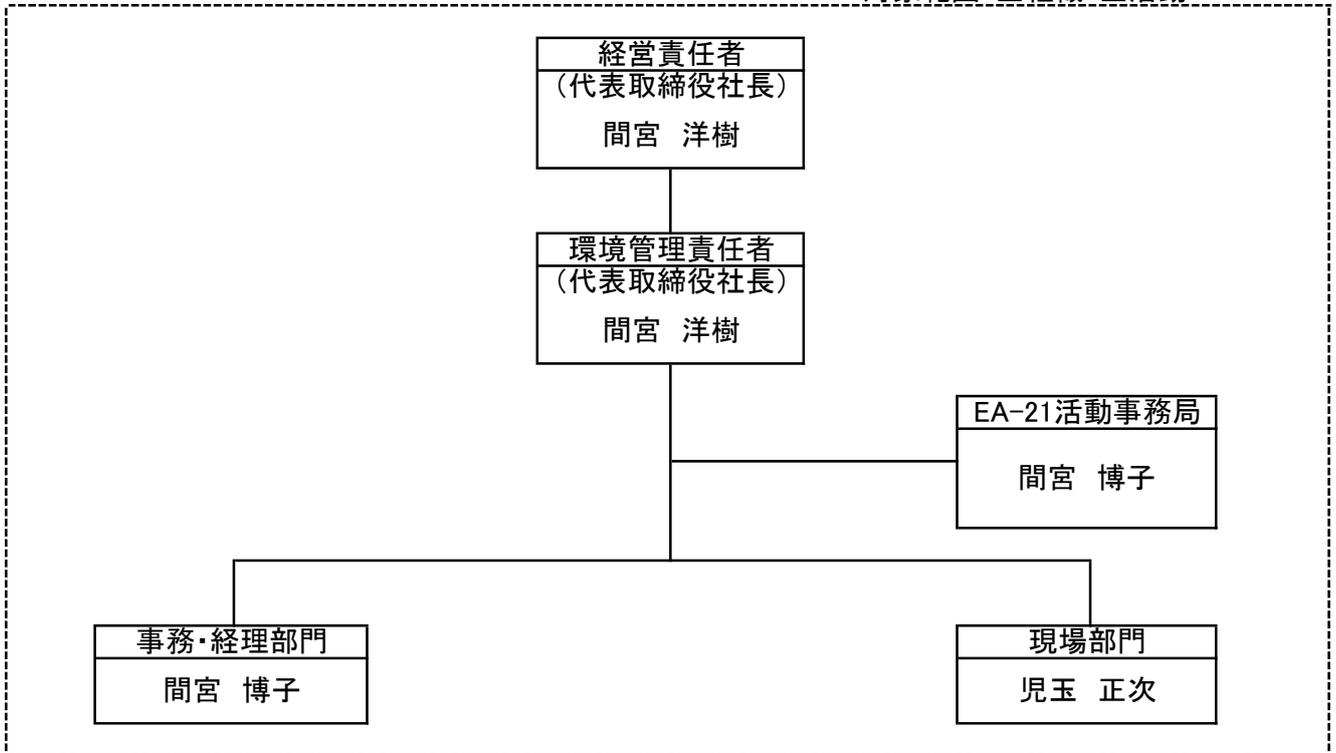


II 実施体制

作成日: 令和3年10月1日

作成者: 間宮 博子

対象範囲: 全組織・全活動



<環境管理組織における機能>

経営責任者

- ① 環境経営全般に対する責任と権限
- ② 環境方針の作成と社員への周知
- ③ 全体の評価と見直し
- ④ 実施体制の構築

環境管理責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境目標及び環境計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 活動計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 法規制最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門

- ① 環境計画の実施
- ② 月別部門データの集計
- ③ 問題点の把握と是正の実施
- ④ 推進会議の出席
- ⑤ 従業員教育

Ⅲ 環境経営方針

《企業理念》

有限会社益山は、本業である建設工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事を積極的に取り組みお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

《環境方針》

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を 推進いたします。
 - ① 建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
建設資材はグリーン購入に配慮した資材を購入いたします。
 - ② 建設リサイクル法による適正処理をいたします。
 - ③ 廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
 - ④ CO₂削減の為に省エネ活動に取り組みます。
 - ⑤ 水資源を有効活用し、節水に努めます。

2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善致します。

3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。

4. 全社員が環境経営方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境経営レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図って行きます

制定年月日 平成29年10月 1日

改定年月日 平成30年10月 1日

有限会社 益山

代表取締役 間宮 洋樹

IV 環境経営目標

1. 対象期間(令和6年10月～令和7年9月)【短期】の環境経営目標

| 項目 | | 単位 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|--------------------|---------------|-------------------------|------------------------|------------------------|--------|
| | | | 令和5年10月 ～ 令和6年9月 | 令和6年10月 ～ 令和7年9月 | |
| | | | 基準値 | 目標削減率 | 目標値 |
| 環境に配慮した 自社の取り組み | 環境配慮工事の提案 | | 環境配慮工事に努めた | 環境配慮工事に努める | |
| 廃棄物 | 建設副産物リサイクル率向上 | % | 99.9 | | 95.0以上 |
| 水道使用量の削減 | | m ³ | 62.0 | -1.0% | 61.4 |
| 二酸化炭素排出量 | | kg-CO ₂ /百万円 | 284 | -1.0% | 281 |
| 内訳 | 電力①(本社事務所) | kg-CO ₂ /百万円 | 12.0 | -1.0% | 11.9 |
| | 電力②(資材置場) | kWh | 節電に努めた | 節電に努める | |
| | ガソリン | L/百万円 | 29.0 | -1.0% | 28.7 |
| | 軽油 | L/百万円 | 79 | -1.0% | 78 |

<備考>

1. 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値(kg-CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
2. 資材置場の電気使用量(電力②)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
3. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和元年度)の調整後排出係数「0.424kg-CO₂/kWh」を使用した。

2. 中期の環境経営目標

当社は発生負荷量の変動が大きいことから、今後の中期の環境経営目標の設定方法として前年度実績値を基準値とするスライド方式を採用することとする。

| 項目 | | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------------|---------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | | | 令和6年10月 ～ 令和7年9月 | 令和7年10月 ～ 令和8年9月 | 令和8年10月 ～ 令和9年9月 | 令和9年10月 ～ 令和10年9月 |
| | | | 基準値 | 目標削減率等 | 目標削減率等 | 目標削減率等 |
| 環境に配慮した 自社の取り組み | 環境配慮工事の提案 | | 環境配慮工事に努めた | 環境配慮工事に努める | | |
| 廃棄物 | 建設副産物リサイクル率向上 | % | 99.6 | 95.0以上 | | |
| 水道使用量の削減 | | m ³ | 55 | -1% | -2% | -3% |
| 二酸化炭素排出量 | | kg-CO ₂ /百万円 | 244 | -1% | -2% | -3% |
| 内訳 | 電力①(本社事務所) | kg-CO ₂ /百万円 | 15.3 | -1% | -2% | -3% |
| | 電力②(資材置場) | kWh | 節電に努めた | 節電に努める | | |
| | ガソリン | L/百万円 | 30.0 | -1% | -2% | -3% |
| | 軽油 | L/百万円 | 61.2 | -1% | -2% | -3% |

<備考>

1. 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値(kg-CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
2. 資材置場の電気使用量(電力②)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
3. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和元年度)の調整後排出係数「0.424kg-CO₂/kWh」を使用した。

VI 環境経営目標の実績とその評価

対象期間(令和 6年10月～令和 7年9月)の環境経営目標の実績

| 項目 | | 単位 | 令和 5年度 | 令和6年度 | | | | | |
|----------------|---------------|-------------------------|---------------------------|------------------|------------|--------|------------|-------|---|
| | | | 令和 5年10月 ～ 令和 6年 9月 | 令和 6年10月～令和 7年9月 | | | | | |
| | | | 基準値 | 目標削減率 | 目標値 | 実績削減率 | 実績値 | 評価 | |
| 環境に配慮した自社の取り組み | 環境配慮工事の提案 | | 環境配慮工事に努めた | - | 環境配慮工事に努める | - | 環境配慮工事に努めた | ○ | |
| 廃棄物 | 建設副産物リサイクル率向上 | % | 99.9 | - | 95.0以上 | - | 99.6 | ○ | |
| 水道使用量の削減 | | m ³ | 62.0 | -1% | 61.4 | -10% | 55.0 | ○ | |
| 二酸化炭素排出量 | | kg-CO ₂ /百万円 | 284 | -1% | 281 | -13.4% | 244 | ○ | |
| | | kg-CO ₂ | 53,638 | - | - | - | 34,827 | | |
| 内訳 | | 電力① (本社事務所) | kg-CO ₂ /百万円 | 12.0 | -1% | 11.9 | 28% | 15.3 | △ |
| | | | kg-CO ₂ | 2,201 | - | - | - | 2,183 | |
| 電力② (資材置場) | | kWh | 節電に努めた | - | 節電に努める | - | 節電に努めた | ○ | |
| ガソリン | | L/百万円 | 29.0 | -1% | 28.7 | 4.6% | 30.0 | △ | |
| | | L | 5,534 | - | - | - | 4,293 | | |
| 軽油 | | L/百万円 | 79.0 | -1% | 78.2 | -21.8% | 61.2 | ○ | |
| | | L | 14,876 | - | - | - | 8,748 | | |
| 売上高 | | 百万円 | 188 | 143 | | | | | |

<備考>

1. 二酸化炭素排出量は、売上高に比例する部分が多くを占める為に、目標値は総排出量または使用量を売上高で割った値(kg-CO₂/百万円)、(L/百万円)を指標として使用する。
2. 資材置場の電気使用量(電力②)については、使用量が少ないため定性的目標とする。
3. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、中部電力(令和元年度)の調整後排出係数「0.424kg-CO₂/kWh」を使用した。
4. 電力①(本社事務所)の実績については、当年度は猛暑日が多く、空調の使用時間が増えたことで電力量が増加し、基準値を上回る結果となりました。
5. ガソリンの実績については、当年度は遠方での業務対応が複数回発生し、通常より移動距離が増加しました。そのためガソリン使用量が基準値を上回る結果となりました。

Ⅶ 環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価、次年度の取組内容

(取組期間: 令和 6年10月～令和 7年9月)

| 目的 | 区分 | 項目 | 責任者 | 活動項目 | 評価 | | 今後(次年度)の取組 |
|-----------------|----------------|-------------|--------------|--------------------------------|-------|-------|------------|
| | | | | | 評価 | 内容 | 内容 |
| 環境配慮工事 | 特定工事 他 | | 児玉正次 | ① 工事における騒音・振動への配慮 | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | | | ② 工事における粉じん発生抑制 | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | | | ③ グリーン購入に配慮する (間伐材、再生材料の使用) | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| 二酸化炭素の削減 | 購入電力 | 照明 | 間宮博子 児玉正次 | ① 消灯の徹底(1回/週チェックする) | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | パソコン・プリンター | 間宮博子 | ① 使用しない時はスイッチをOFFとする | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | 空調 | 間宮博子 | ① 温度設定夏28℃ 冬20℃ | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | ② クールビズ、ウォームビズ | | | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| | ③ フィルター定期清掃 | | | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| | ガソリン・軽油 | 乗用車 トラック | 児玉正次 | ① エコドライブ | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| ② 日常・定期点検の実施 | | | | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| ③ 過積載の禁止 | | | | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| | 重機 | 児玉正次 | ① アイドリングストップ | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| 廃棄物のリサイクル | 事務所 | | 間宮博子 | ① コピー用紙の両面使用 | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | | | ② 3Rの実践 | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | | | ③ 廃棄物の分別とリサイクル | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | 建設副産物のリサイクル | 児玉正次 | ① 廃棄物の分別化 | ○ | 実施できた | 継続実施 | |
| ③ 仮設資材、用具のリユース化 | ○ | | 実施できた | 継続実施 | | | |
| 節水 | 上水 | | 間宮博子 | ① 節水表示 | ○ | 実施できた | 継続実施 |
| | | | | ② 節水励行 | ○ | 実施できた | 継続実施 |

<備考>

評価判定: ○(良くてきた)・△(まあまあできた)・×(できなかった)・-(実施が見送られた)

Ⅷ 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 令和 7年 11月20日

評価者 環境管理責任者 間宮 洋樹

| 法規・条項・規制 | 条項 | 適用内容または規制基準値 | 備考 | 遵守評価 | | |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------------|---|--|---|---|
| 法令 | 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律) | 第6条の2第6項 | 一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理 | 市条例の収集・処理基準の遵守 | ○ | |
| | | 第12条第2項 | 産業廃棄物の適正保管 | ・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・塵埃物の塵埃・飛散防止 | ○ | |
| | | 第12条第5項 | 産業廃棄物の委託処理 | 収集運搬及び処分許可業者への委託 | ○ | |
| | | 第12条第6項 | 運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守 | 処理業者と契約契約書の締結 | ○ | |
| | | 第12条の3第1項 | マニフェストの交付 | | ○ | |
| | | 第12条の3第2項 | マニフェストの保管 | A票、5年間保管 | ○ | |
| | | 第12条の3第3項 | 収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却 | B1票の90日以内の送付等 | ○ | |
| | | 第12条の3第6項 | マニフェストの保管 | B2、D、E票の5年間保管 | ○ | |
| | | 第12条の3第7項 | マニフェスト交付状況の知事報告 | 6/30までに報告書提出 | ○ | |
| | | 第12条の3第8項 | 管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施 | 運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D,E票(180日以内)の期間内返却 | ○ | |
| | 第14条第1項 | 産業廃棄物の収集運搬業の許可 | 県知事の許可 | ○ | | |
| | 第14条第12項 | 産業廃棄物処理基準の遵守 | 産業廃棄物収集運搬業者 | ○ | | |
| | 第14条の2 | 産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更 | 県知事の許可 | ○ | | |
| | 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) | 第9条 | 建設業者の責務 | 分別の励行、リサイクルの推進 | ○ | |
| | | 第9条 | 対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施 | 解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上) | ○ | |
| | | 第10条 | 対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出 | 発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出 | ○ | |
| | | 第12条 | 対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明 | | ○ | |
| | | 第16条 | 対象建設工事受注者の再資源化等の実施 | | ○ | |
| | | 第18条 | 対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告 | 発注者への完了報告 | ○ | |
| | 騒音規制法 | 第31条 | 技術管理者の設置(解体工事の監督) | | ○ | |
| | | 第14条 | 特定建設作業の実施の届出 | バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業 | ○ | |
| | 振動規制法 | 第15条 | 特定施設の届出改善勧告及び改善命令 | 規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制) | ○ | |
| | | 第14条 | 特定建設作業の実施の届出 | くい打機 | ○ | |
| | 義務 | 下水道法 | 第15条 | 特定施設の届出改善勧告及び改善命令 | 規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制) | ○ |
| | | | 第11条の2 | 使用の開始等の届出 | 下水を継続して排除して公共下水道を使用しようとする者に対する下水水量又は水質及び使用開始時期等の公共下水道管理者への届出 | ○ |
| | | 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法) | 第12条の11 | 除害施設の設置等 | 下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 ＜下水排除基準＞ (1) 温度 45℃未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/l以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/l以下 | ○ |
| | | | 第6条 | 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払 | 指定家電(テレビ・冷蔵庫・エアコン他)廃棄時のサイクル料金の支払 | ○ |
| 自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律) | | 第8条 | 使用済自動車の引渡義務 | | ○ | |
| | | 第73条 | 使用済自動車の引き取り業者への引き渡し | リサイクル料金の支払(廃車時) | ○ | |
| 建設業法 | | 第3条の1 | 国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請 | | ○ | |
| | | 第25条第1項 | 主任技術者の設置 | | ○ | |
| 静岡県条例 | | 静岡県生活環境の保全等に関する条例 | 第88条 | 振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前) | くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる) | ○ |
| | | | 第89条 | 改善勧告及び改善命令 | 規制基準の遵守 | ○ |
| | 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 | 第82条 | 産業廃棄物管理責任者の設置 | | ○ | |
| | | 第10条 | 委託先の現地確認と記録の保存 | 現地確認記録の保管 | ○ | |
| 浜松市条例 | 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 | 第4条 | 事業者の責務 | ・従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育 ・関連会社及び子会社への必要な助言及び情報の提供 | ○ | |
| | | 第6条 | 土地所有者の所有地等の適正管理 | ・産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするための所有地等を適正管理の実施 | ○ | |
| | | 第8条 | 事業者の産業廃棄物管理責任者の設置 | | ○ | |
| | | 第10条 | 事業者の産業廃棄物の実地の確認等 | | ○ | |
| | | 第11条 | 事業者の産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等 | ・運搬又は処分を委託した産業廃棄物が不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときにおける処理業者に対する是正の要求及び必要な措置の実施等 | ○ | |
| | 浜松市下水道条例 | 第9条 | 使用開始等の届出 | 公共下水道の使用を開始する者の次に掲げる事項の下水道事業管理者への届出 | ○ | |
| 第11条の2 | | 除害施設の設置 | 下記基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対する除害施設の設置又は必要な措置の実施義務 ＜下水排除基準＞ (1) 温度 45℃未満 (2) 水素イオン濃度 5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 5mg/l以下 イ 動植物油脂類含有量 30mg/l以下 | ○ | | |

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

Ⅹ 代表者による全体の評価と見直し・指示

作成 令和7年11月20日
間宮 博子

| 項目 | | 確認 : (必要に応じて評価・コメント記載) |
|-----------|--------------------------|---|
| 1・見直し関連情報 | 1 エコアクション21文書 | <input checked="" type="checkbox"/> 記録・文書として作成しました。 |
| | 2 環境経営目標及び目標達成状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 引き続き達成に努めます。 |
| | 3 環境経営計画及び取り組み実施状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます。 |
| | 4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載いたしました。 |
| | 5 外部コミュニケーション・対応記録 | <input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。 |
| | 6 問題点の是正・予防措置の実施状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 特にありませんでした。 |
| | 7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向 | <input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。 |
| | 8 その他() | <input type="checkbox"/> |

| 2・代表者による全体評価・見直し指示 | <p>令和7年度のエコアクション21活動について、活動状況を確認しました。 小規模企業である当社においても、無理のない範囲で具体的な改善策を継続して実施できていることを評価しました。 電力使用量の削減や紙・廃棄物の管理など、身近で実行しやすい取り組みは概ね順調に進んでおり、今後も継続して改善を図る方針です。</p> <p style="text-align: right;">令和 7年 11月 20日 有限会社 益山 代表取締役 間宮 洋樹</p> | | |
|--------------------|--|---------------------------------------|--------------|
| | 見直し項目 | 変更の必要性 | 「有」の場合の指示事項等 |
| | 1 環境経営方針 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | 2 環境経営目標 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | 3 環境経営計画 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | 4 環境に関する組織(実施体制含め) | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | 5 その他のシステム要素 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |
| | 6 その他(外部への対応) | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 | |

X. 新たな活動取組

① 紙の削減（ペーパーレス）

これまで紙媒体で保存していた書類を見直し、対応可能なものからPDF形式による電子保存へ移行しました。これにより、保管スペースの削減と業務効率の向上を図っています。



① 電気代の削減

これまで毎日電気ポットでお湯を沸かし、保温した状態で使用していました。しかし、夏場はお湯を利用する頻度が少ないため、必要な時に必要な分だけ電気ケトルで沸かす方式へ切り替えました。これにより、ポットの保温にかかっていた待機電力を削減し、省エネにつながっています。

